

# 特集 統合保育所の開設にむけて

平成27年7月6日の臨時議会において「統合保育所に関する特別委員会」が設置されました。平成30年の開設にむけて、これまで多くの議論を重ねてきています。

## 1 これまでの経過

本町の公立保育所は、設置から相当の年数が経過し、特に築40年余りとなる町内2カ所の保育所は老朽化が著しく、建て替えが急がれる状況になっておりました。

この長年の懸案事項であった保育所整備について、平成15年の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から10年間の「俱知安町次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、保育環境整備と保育サービスの充実に向け取り組み、幼児一元化などの議論を進めました。具体的な施設整備方針まで示すことができませんでした。

このような状況下において、平成24年に「子ども子育て関連3法」が制定され、すべての子ども

への学校教育と保育の必要性がある子どもへの保育を個人の権利として保障する観点から、新たな子育て支援制度として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付や地域型保育給付などが創設され、地域の子育て支援事業の充実が図られています。

## 2 審議状況

統合保育所特別委員会は、平成27年7月14日に厚生文教常任委員会の調査経過の説明を受けることからはじめました。

建設予定地の検討にあたって、保育所利用者の調査により、市街地南東地区が43%であったことから、この地区内で町町を中心とした冬季の除雪も考慮し南3東5の町有地、南3東4の民有地、南3東4の世代共有地、センター敷地の3箇所候補地が選ばれ、用地取得等に時間がかからず、他の公共施設・用地との共用についての調整等が不要で、建物の取り壊し等を要しない南3東5の町有地が



最過とされました。

特別委員会では、眺望や他の公共施設との近接性、中心から離れることによる徒歩等による送迎の不便さなどの意見が出されましたが、最終的に町側が選定した町有地で合意いたしました。

新しい保育所建設について、木の温かみや温もりがあり、肌によさしく、衝撃を和らげるなどの木の特性を活かした、環境に配慮した木材利用に向けた、保育所・子育て支援

センター等の先進地視察を行い、さまざまな工夫が行われている施設の見学や建設費用に関すること、今後の保育所の運営方法や保育現場の意見の取り入れ方等の調査を行いました。

その後、基本計画策定に向けて指名型プロポーザルが実施・選定され、作成された基本設計書の内容について慎重な調査・協議を重ねた後、現在、事業者による実施設計業務が行われています。

統合保育所基本計画については本年3月以降の特別委員会において、  
・3歳児以上の定員やその弾力性について、また、定員の弾力化における国の基準について  
・3歳児以上の入所用件について  
・待機児童の解消について  
・統合保育所・認定こども園の2カ所に子どもを送迎することの困難性や通園バスについて  
・0・1・2歳児の増員の可能性について  
・3歳未満児だけを集めた保育所のあり方について  
・民間の幼稚園の定員がいつばいになった場合の対応について  
・3歳未満児と3歳以上に分けた理由、就学ギャップについて  
・送迎に関わる幼稚園バスやじゃがりん号の利用、ファミリーサポーター事業の運用について  
などの質疑や議論を行っています。

平成27年7月6日の臨時議会において「統合保育所に関する特別委員会」が設置されました。平成30年の開設にむけて、これまで多くの議論を重ねてきています。

受入の余地があるのか、私立幼稚園との連携が一番大事な事柄となる。認定こども園に移行が難しい家庭への対応など要望を出来るだけ受け入れられるようにすべき。受け入れ条件等をはっきりさせ、もっと多くの5歳児までを受け入れる枠を施設的に見直していく必要があるのではないか。

況で、枠組みを変えることはむずかしい。新しいシステムで生まれる保護者の負担について、いかに配慮して行くか考えて行かなければならない。

## 3 今後に向けて

今後統合することによるさまざまな問題、通所に関すること、費用に関すること、給食に関する

こと等、調査を進め、俱知安町の未来を担っていく子ども達のため、また、子育て世代の皆さんが安心して子育てできる施設となるように引き続き議論を重ねていきます。

